



グリーン購入法 と違法伐採問題の取組

環境省総合環境政策局環境経済課
課長補佐 原田和幸

木材・木材製品の合法性の確認について

G8 グレンイーグルズ・サミット

「グレンイーグルズ行動計画」として、政府調達や貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むことに合意した、G8環境・開発閣僚会合の結論を承認。
(2005年7月)



日本政府の気候変動イニシアティブ(抜粋)

グリーン購入法を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入 ほか



グリーン購入法基本方針の見直し

グリーン購入法基本方針に、木材の合法性の基準を追加
(2006年2月)

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ① 国等の公的部門における調達の推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など

国等における調達の推進

「基本方針」の策定（第6条）

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関（第7条）

（国会、裁判所、各省、独立行政法人等）

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要の要請（第9条）

地方公共団体・地方独立行政法人

（第10条）

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進（努力義務）

環境調達を理由として、物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮（第11条）

事業者・国民（第5条）

物品購入等に際し、できる限り、
環境物品等を選択
（一般的責務）

< 基本方針 >
毎年度閣議決定

国等の環境物品の調達の推進に関する基本的方針を記載

特に重点的に調達を推進する環境物品等として特定調達品目を定める
（現在17分類222品目）

特定調達品目は科学的検知の向上や市場の状況等を踏まえ適切に見直す
（見直しは公募で寄せられた提案等により実施）

情報の提供

製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環境情報の提供

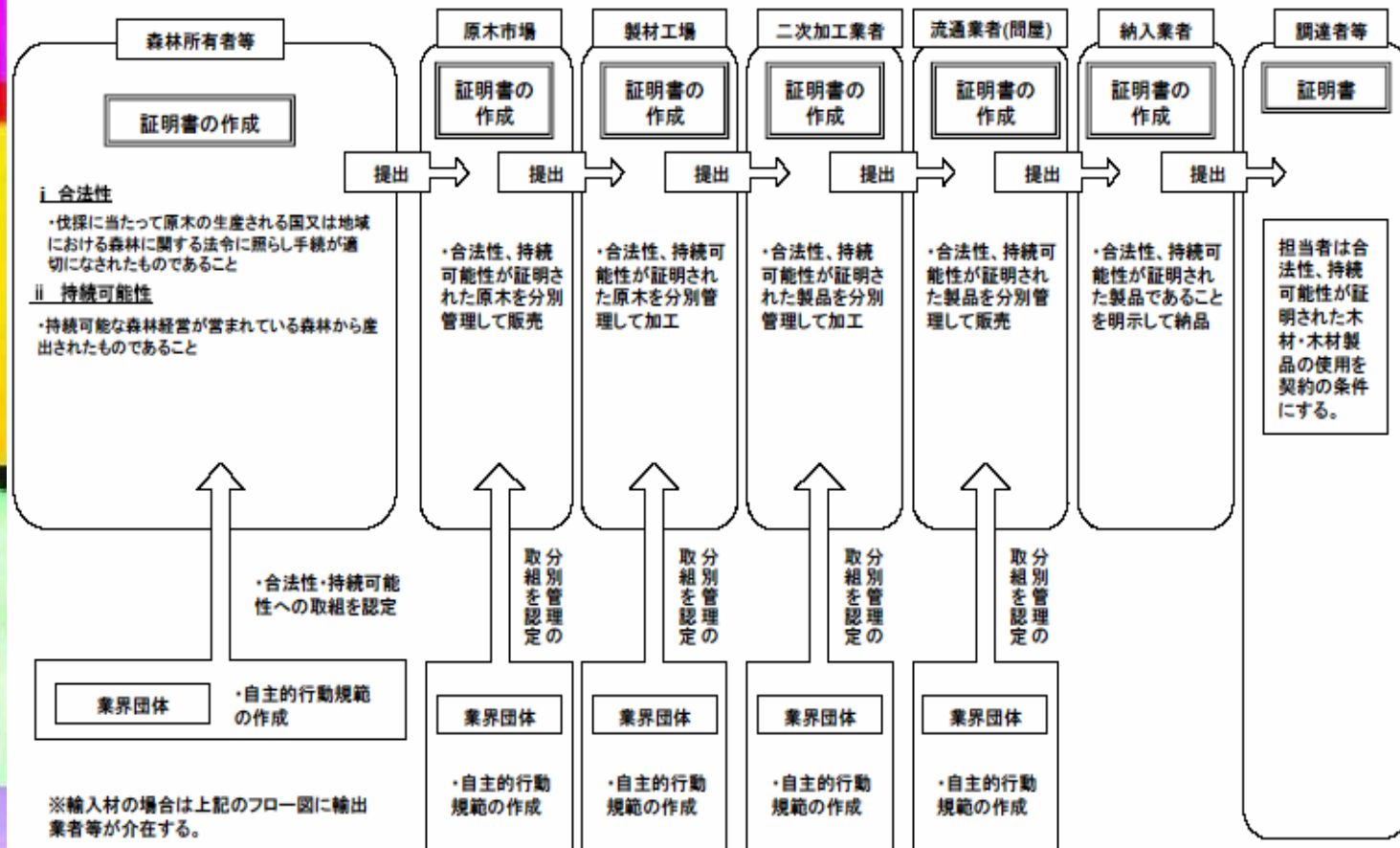
環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国（政府）

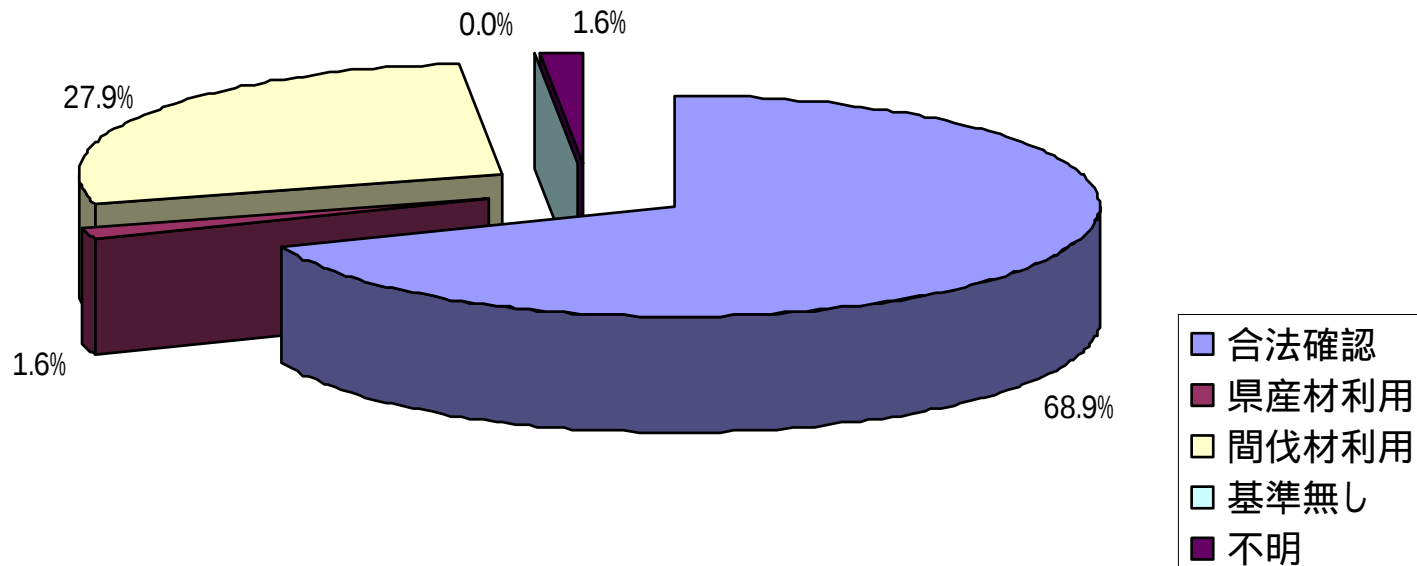
- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

団体認定方式



都道府県及び政令市での取組状況

都道府県及び政令市の調達方針上での対応(平成18年10月現在)



合法性の確認を要件としている	42団体
県産材の有効利用を規定している	1団体
間伐材の有効利用を規定している	
(平成17年度の基本方針を規定している)	17団体
調達方針を公表していない	1団体
完全に国と同様合法性の確認を行っている	30団体
調達基準を作成している範囲は実施している	4団体
部分的に合法性の確認を行っている	8団体

林野庁で把握紹介している内容

合法木材NAVI - 違法伐採総合対策推進協議会 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 印刷 検索 お気に入り 移動

アドレス(D) http://www.goho-wood.jp/

違法伐採を減らし持続可能な森林経営を支援し、安全・安心な合法木材流通を作るサイト

当サイトについて サイトマップ お問い合わせ

合法木材ナビ 違法伐採総合対策推進協議会 GOHO-WOOD.jp

JAPANESE VER. WORLD VER.

違法伐採を防ごう！
— 合法木材は地球を守る第一歩 —
The Goho (=legal) wood is the first step to protect the global environment.
This site is for activities in Japan to prevent illegal logging in the world.

違法伐採問題について

TOPICS 過去のトピックス一覧

- エコプロダクツ展2006違法伐採問題関係の展示について **UPII** (2006.12.5)
- エコビルド2006に出展しました **UPII** (2006.12.5)
- 違法伐採対策推進国際セミナー2007in東京 実施計画案 **UPII** (2006.12.5)
- 合法木材ナビレター配信ご希望の方へ (2006.10.06)

違法伐採問題
グリーン購入法と合法木材
合法木材等のガイドライン
業界団体認定について
個別企業等の取組み
木材輸出国の国別概要
よくある質問

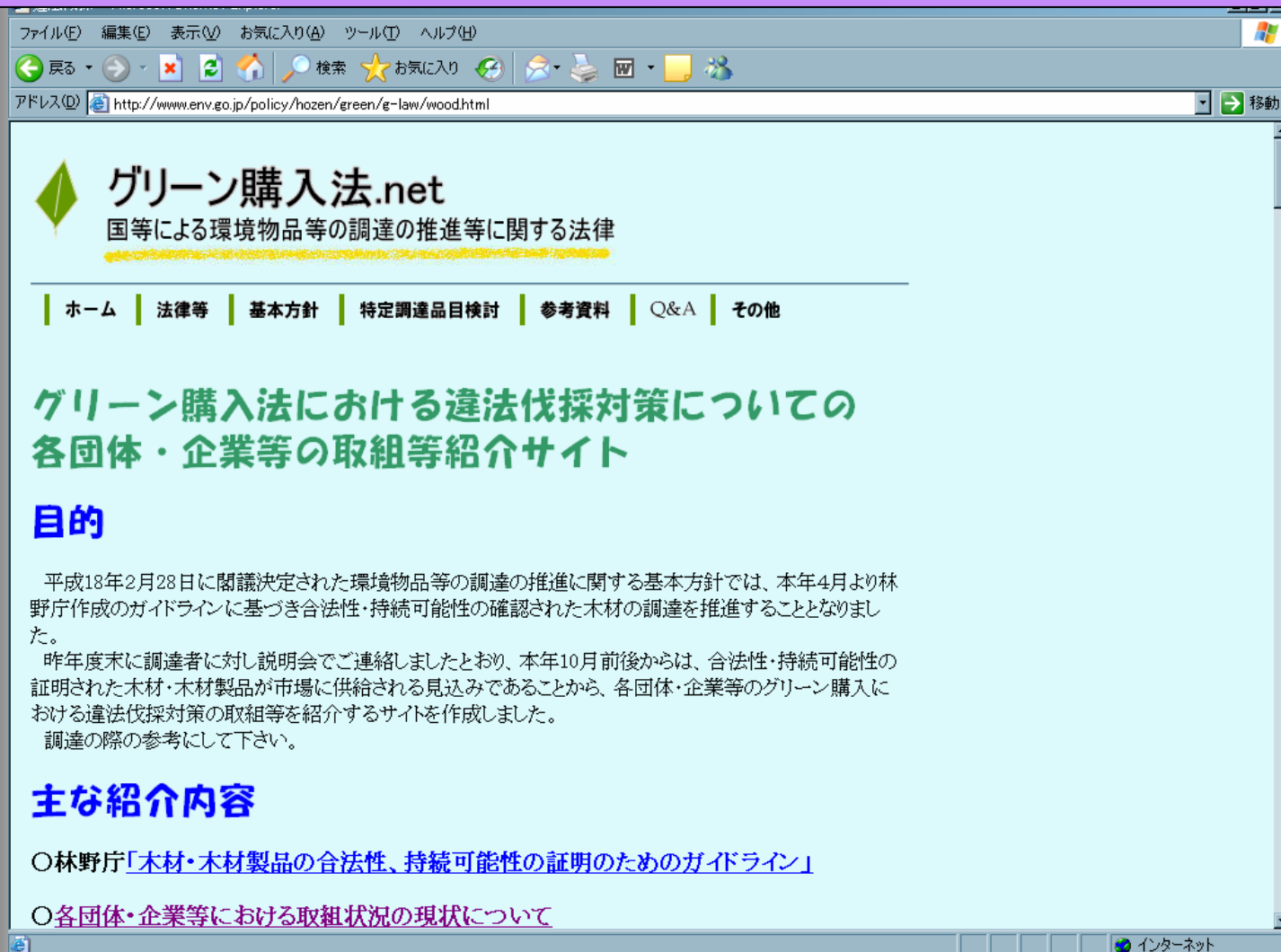
▶ 森林所有者・素材生産者の皆さんへ
▶ 木材輸入業者の皆さんへ
▶ 木材流通・製材・加工業者の皆さんへ
▶ 政府・自治体・企業の調達担当者の皆さんへ
▶ 一般消費者の皆さんへ
▶ 国外情報
English version
It is overseas information

http://www.goho-wood.jp/user/user1.html

インターネット

違法伐採総合対策推進協議会を設立し、積極的に情報発信

環境省で把握紹介している内容



日本製紙連合会、日本オフィス家具協会、カタログ通販業界などの取組を紹介している。

合法証明木材の供給体制の整備状況

平成19年3月現在、中央及び地方木材関係108団体において、4906事業者が認定されている。

区分	認定団体数	認定事業者数
中央木材関係団体	19	1,030
地方木材関係団体	89	3,876
計	108	4,906

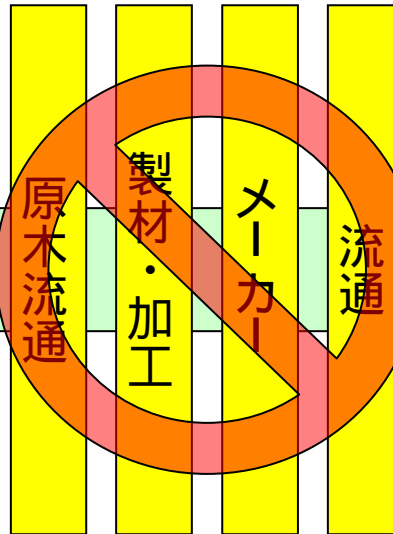
木材加工や木材流通団体も認定はほぼ終わっている。

合法性・持続可能性が確認された木材の供給が開始され始めている。

何故上手いかないのか？

< 伐採者 >

通常合法性は確認しているが、要求されない限りは発効証明書は発行しない。



< 納入業者 >

他社よりも品揃え多く、安定供給を行いシェアを拡大したいが、高い信頼性も必要
→ メーカー側に何度も依頼

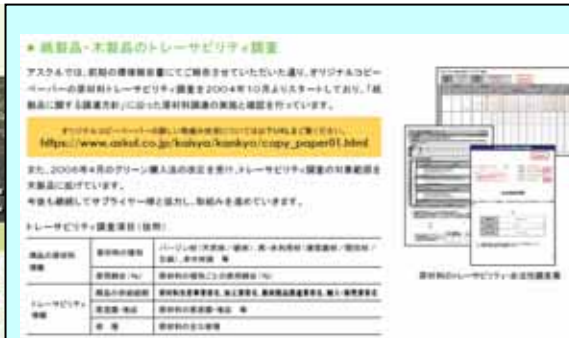
流通経路複雑であり、流通量もほとんどないため、調達を断念するか適正なコストでない。

購入希望も販売希望もあるのに市場が連結できていない。
→ 情報が適切に伝わっていない。（主体意識の欠如）

< 製紙業界 >

合法性・持続可能性の証明できる製品を14社で供給を開始
→ 紙関連の製品は急速に改善されていく可能性が高い

販売したいと考える企業からの強い 情報が必要



日本の販売者側からの日本での
マーケットニーズに迅速に対応

APP社ホームページより

合法ナビや業界のホームページを活用した積極的な情報発信

合法ナビへの情報の一元化を行うべき

供給者サイドの積極的な情報発信は不可欠である

供給サイド及び需要サイドが連携してサプライチェーンを結合することが重要である

合理的な情報伝達システムの開発が重要